

京都市立芸術大学美術学部

「モリサワフォント」のリースに関する仕様書

令和8年8月

京都市立芸術大学

1 調達件名

京都市立芸術大学美術学部「モリサワフォント」のリース（以下「本リース契約」という。）

2 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

3 調達の概要

(1) 調達の目的

京都市立芸術大学（以下「本学」という。）美術学部のモリサワフォントの更新を行う。

(2) 調達の方法

本リース契約は、一般競争入札の方法による調達とする。

(3) 調達の範囲

本調達の範囲は、以下のとおりとする。なお、本仕様書に記載の無い具体的な作業内容等については、本学担当者と受託者が協議を行い決定する。

ア モリサワフォントの納入等

- ① 本リース契約により調達するモリサワフォントの仕様は以下のとおりとする。
「MFE30N-B500-500000/Morisawa Fonts 教育機関プラン(設備ライセンス)新規5年」×10本
- ② モリサワフォントについて、特に指定の無い限り、最新バージョンのものを導入すること。また、リース期間内は利用可能な状態にすること。
- ③ モリサワフォントの販売終了等の諸事情により指定のフォントが調達できない場合は、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、代替品を決定すること。

4 納入に関する条件

(1) 納入期限

モリサワフォントの納入期限は以下のとおりとする。

令和8年9月30日

ただし、調整が必要な場合は事前協議の上決定とする。

(2) 納入方法・検収

本学担当者と事前に協議し、決められたアカウントに納入すること。問題なくダウンロード及びインストールができた時に納品が完了したものとする。

5 その他

(1) 入札条件等

- ① 本リース契約期間は、契約締結日から令和 13 年 9 月 30 日までとする。
- ② 支払は、賃貸借期間の令和 8 年 10 月を履行開始月とし、履行月の翌月末日までに毎月均等 60 回払いとする。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項または解釈に疑義のある事項については、指定期日までに質問書による確認を行うこと。
- ④ 本仕様書に記載された要件は、原則として、すべて実現すべきものであるが、質問書による回答にて本学がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。

(2) 情報の管理

- ① 受注者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）（平成 30 年 7 月 25 日改定、サイバーセキュリティ戦略本部決定）を遵守すること。
- ② 受注者は、本学に提示する電子ファイルについて事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生することを防止する観点から、情報等の管理を適正かつ厳格に行うこととし、万一、情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生した場合は、本学担当者に顛末を報告するとともに、可及的速やかに修復すること。
- ⑤ 受注者は、本学担当者の許可無く業務の遂行を通じて知り得た情報等を学外へのデータ持ち出してはならない。
- ⑥ 受注者は、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。